

平成30年5月25日  
 島根県健康福祉部青少年家庭課  
 児童・家庭相談支援スタッフ  
 担当: 福井祐子、高橋博  
 電話: 0852-22-6392

平成29年度に各児童相談所及び各市町村で対応した児童相談の状況及び児童相談所における児童虐待相談の内訳は下記のとおりでしたのでお知らせします。

## 平成29年度 児童相談の状況について

平成30年5月  
 青少年家庭課

### 1 児童相談の対応状況

相談種別	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	○児童相談所		◇市町村		○児童相談所		◇市町村		○児童相談所		◇市町村	
養護相談	1,120	44.3%	526	64.1%	1,056	39.3%	546	68.9%	841	37.5%	565	68.5%
(内虐待相談)	168	6.6%	186	22.7%	232	8.6%	220	27.8%	203	9.0%	168	20.4%
保健相談	1	0.0%	10	1.2%	1	0.0%	15	1.9%	1	0.0%	12	1.5%
障がい相談	792	31.3%	84	10.2%	1,073	40.0%	71	9.0%	960	42.8%	55	6.7%
非行相談	112	4.4%	11	1.3%	104	3.9%	12	1.5%	90	4.0%	7	0.8%
育成相談	424	16.8%	121	14.7%	367	13.7%	88	11.1%	303	13.5%	116	14.1%
その他	82	3.2%	69	8.4%	84	3.1%	60	7.6%	49	2.2%	70	8.5%
合計	2,531	100.0%	821	100.0%	2,685	100.0%	792	100.0%	2,244	100.0%	825	100.0%

○平成29年度の対応件数は、児童相談所で2,244件（\*前年比：441件減/約16%減）  
 市町村は825件（\*前年比：33件増/約4%増）

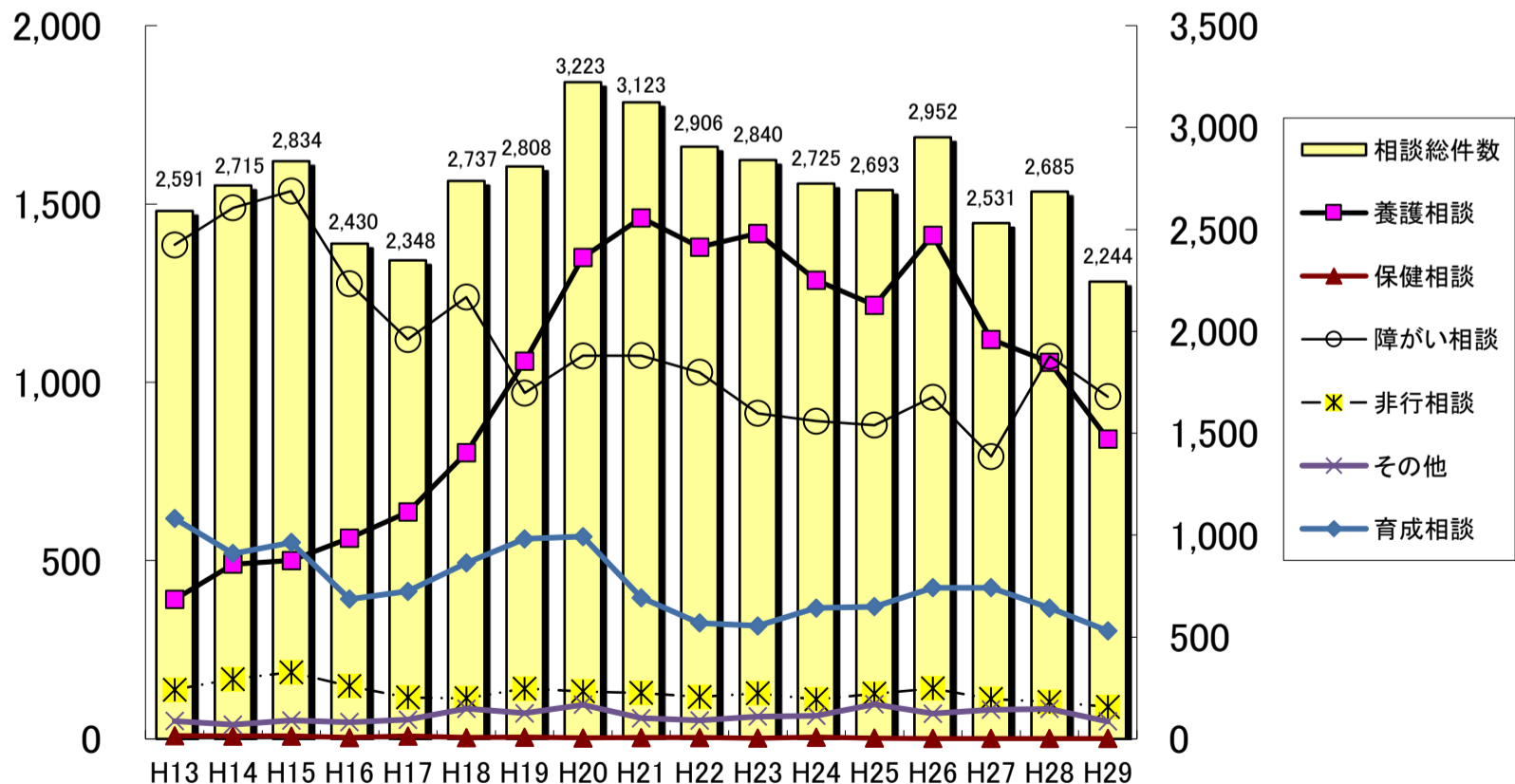
○受付内訳は、児童相談所は障がい相談が最も多く、次いで養護相談、市町村では養護相談が最も多く、次いで育成相談となっている。

※平成17年4月から全市町村に児童家庭相談窓口が設置されている。

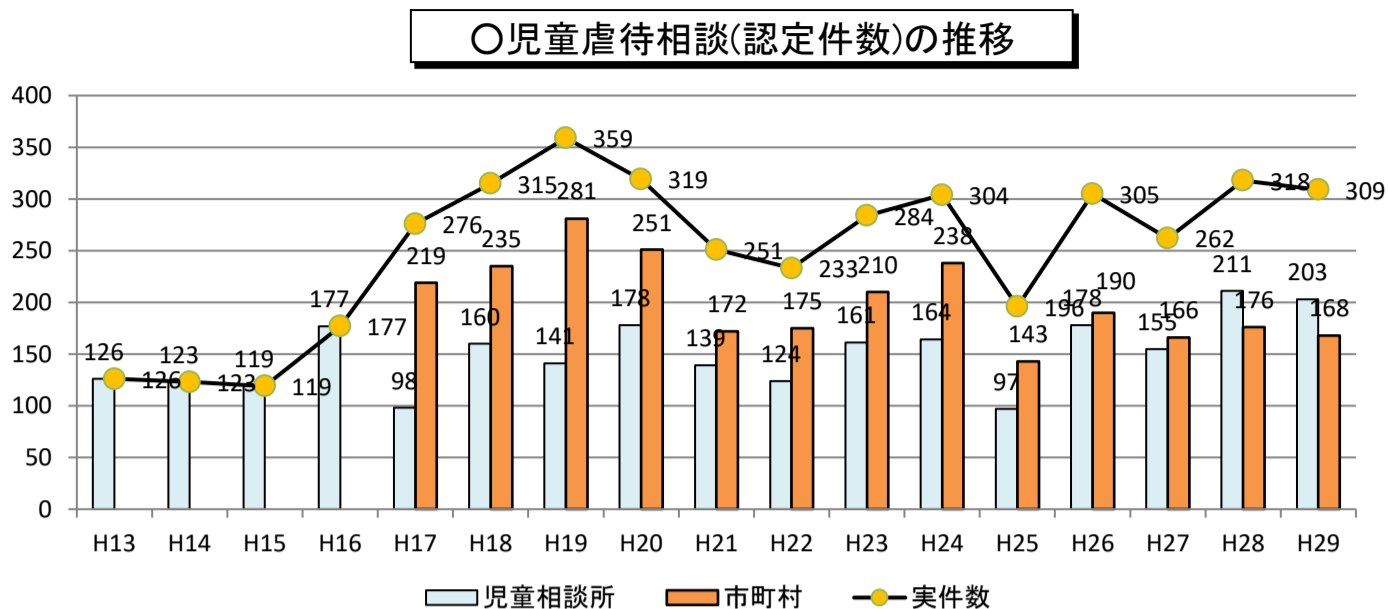
相談種別件数  
 (折線グラフ)

### 児童相談所における児童相談対応状況の推移

総件数(棒グラフ)



## 2 児童虐待相談の認定件数



※H13～H16年度は児童相談所で受け付けた件数。H17年度から市町村に児童家庭相談窓口設置。

○平成29年度の児童虐待相談の認定件数は、児童相談所が203件（前年比約3%の減）、市町村が168件（同約4%の減）となった。

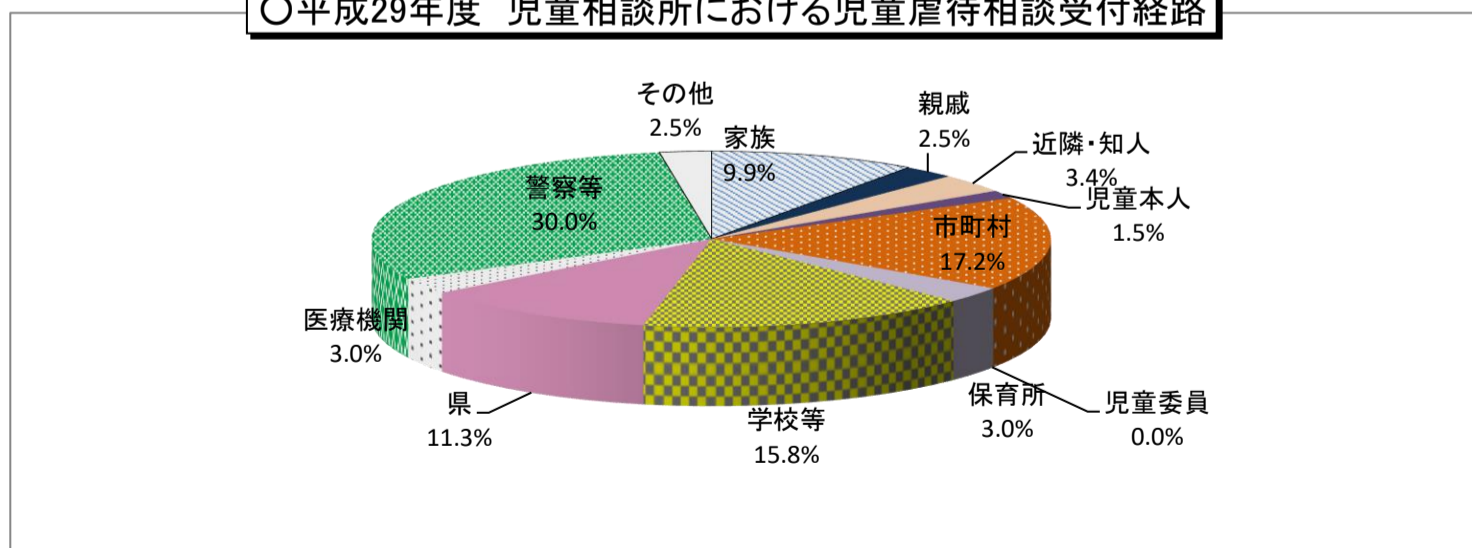
○児童相談所と市町村で連携して関わった重複ケース62件を除くと、県内で新たに児童虐待相談として認定した件数は309件で、前年比約2%の減となった。

- ・平成27年度：262件《155件（児童相談所分）+166件（市町村分）-59件（重複分）=262件》
- ・平成28年度：318件《211件（児童相談所分）+176件（市町村分）-69件（重複分）=318件》
- ・平成29年度：309件《203件（児童相談所分）+168件（市町村分）-62件（重複分）=309件》

### (1)-1受付経路(児童相談所)

区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	市町村	児童委員	保育所	学校等	県	保健所	医療機関	警察等	その他	計
H27年度	21	1	3	1	18	0	11	41	11	0	3	31	14	155
	13.5%	0.6%	1.9%	0.6%	11.6%	0.0%	7.1%	26.5%	7.1%	0.0%	1.9%	20.0%	9.0%	100.0%
H28年度	31	4	11	0	44	1	4	28	24	0	16	42	6	211
	14.7%	1.9%	5.2%	0.0%	20.9%	0.5%	1.9%	13.3%	11.4%	0.0%	7.6%	19.9%	2.8%	100.0%
H29年度	20	5	7	3	35	0	6	32	23	0	6	61	5	203
	9.9%	2.5%	3.4%	1.5%	17.2%	0.0%	3.0%	15.8%	11.3%	0.0%	3.0%	30.0%	2.5%	100.0%

### ○平成29年度 児童相談所における児童虐待相談受付経路



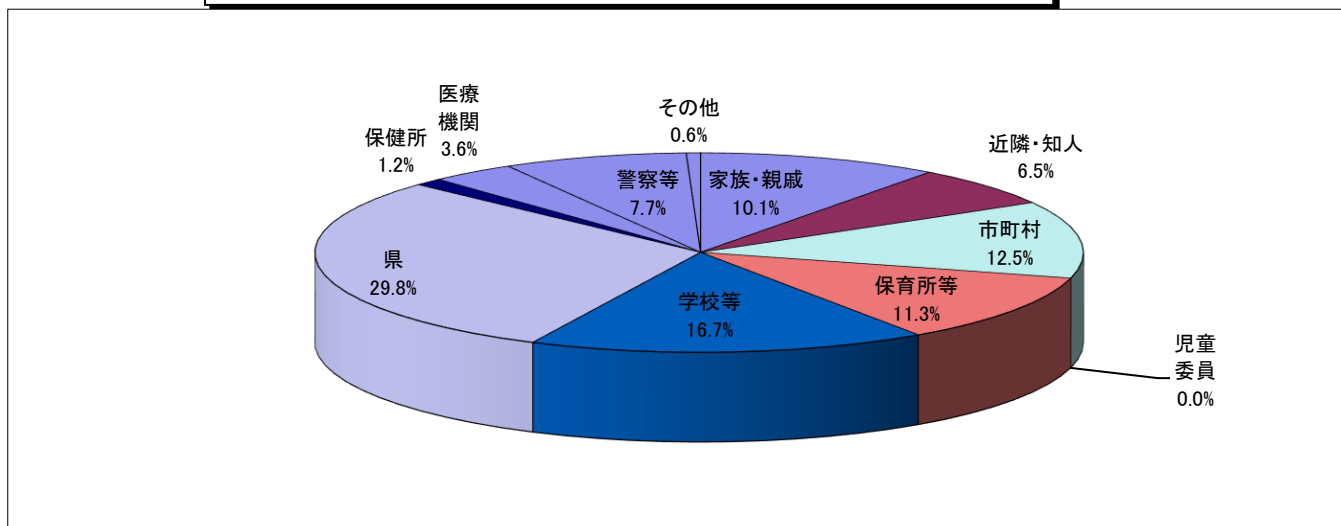
○児童相談所に寄せられた児童虐待相談は、警察や市町村、学校等からが多く、次いで県、家族からとなっている。

○警察等からの相談・通告がこれまでに比べて増加した。

### (1)-2受付経路(市町村)

区分	家族・ 親戚	近隣・ 知人	児童 本人	市町村	児童 委員	保育所等	学校等	県	保健所	医療 機関	警察等	その他	計
H27年度	12 7.2%	7 4.2%	0 0.0%	40 24.1%	1 0.6%	12 7.2%	29 17.5%	53 31.9%	0 0.0%	3 1.8%	5 3.0%	4 2.4%	166 100.0%
H28年度	8 4.5%	3 1.7%	0 0.0%	32 18.2%	1 0.6%	24 13.6%	41 23.3%	54 30.7%	0 0.0%	3 1.7%	8 4.5%	2 1.1%	176 100.0%
H29年度	17 10.1%	11 6.5%	0 0.0%	21 12.5%	0 0.0%	19 11.3%	28 16.7%	50 29.8%	2 1.2%	6 3.6%	13 7.7%	1 0.6%	168 100.0%

○平成29年度 市町村における児童虐待相談受付経路

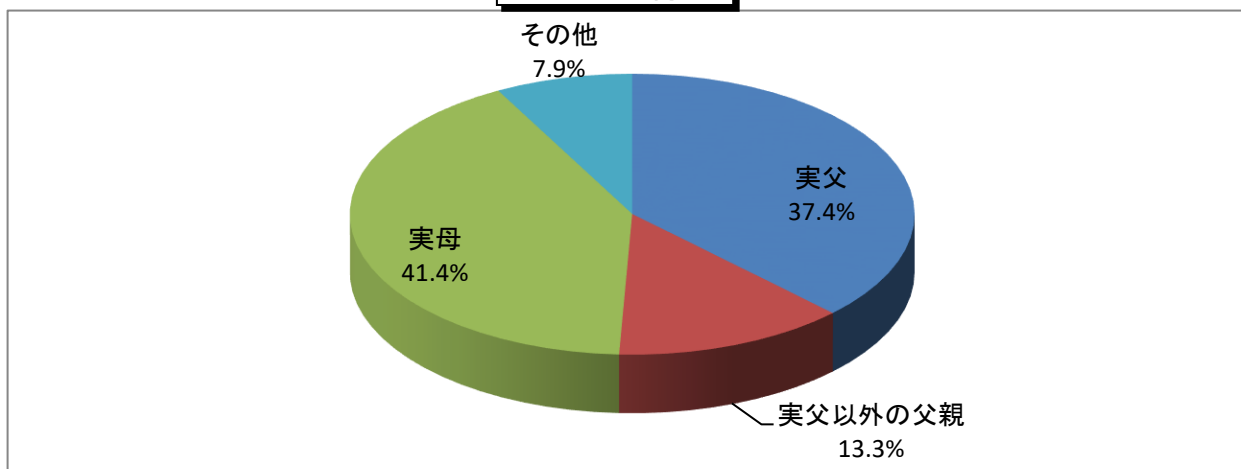


○市町村に寄せられた児童虐待相談は、県、学校等からが多く、次いで市町村（児童家庭相談窓口以外）、保育所等からとなっている。

### (2)主な虐待者(児童相談所)

区分	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
H27年度	65 41.9%	6 3.9%	79 51.0%	3 1.9%	2 1.3%	155 100.0%
H28年度	53 25.1%	23 10.9%	126 59.7%	1 0.5%	8 3.8%	211 100.0%
H29年度	76 37.4%	27 13.3%	84 41.4%	0 0.0%	16 7.9%	203 100.0%

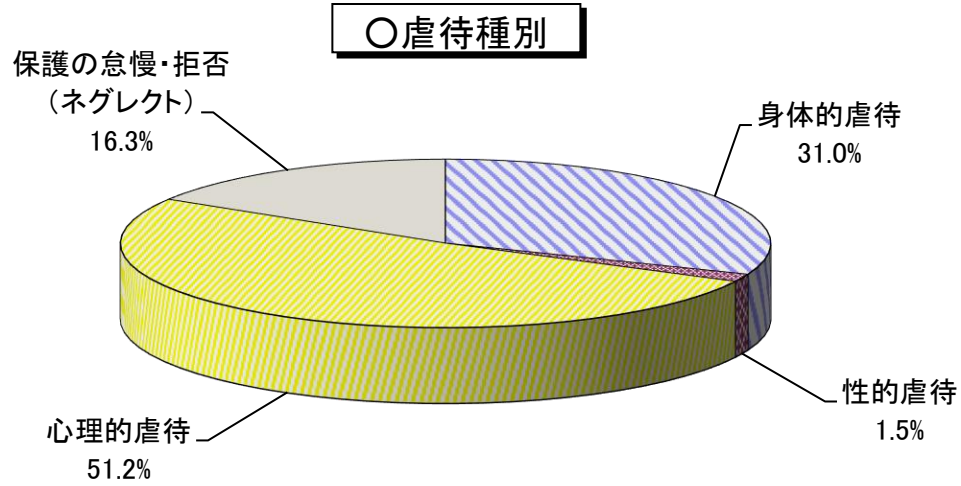
○主な虐待者



○主な虐待者は、実母が84件（41.4%）と最も多く、次いで実父が76件（37.4%）、実父以外の父親が27件（13.3%）となっている。

### (3) 虐待種別(児童相談所)

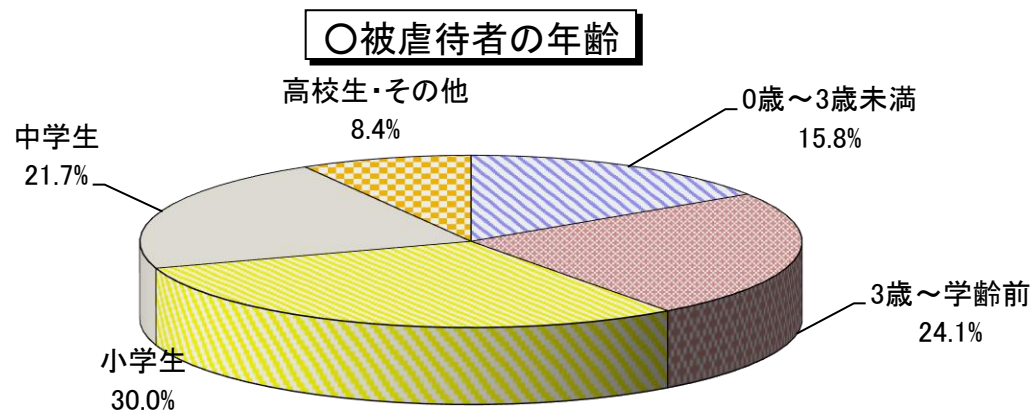
	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)		計	
H27年度	44	28.4%	1	0.6%	69	44.5%	41	26.5%	155	100.0%
H28年度	59	28.0%	2	0.9%	94	44.5%	56	26.5%	211	100.0%
H29年度	63	31.0%	3	1.5%	104	51.2%	33	16.3%	203	100.0%



○虐待の種別を見ると、心理的虐待が104件(51.2%)で最も多く、次いで、身体的虐待が63件(31.0%)、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)が33件(16.3%)となっている。

### (4) 被虐待者の年齢(児童相談所)

区分	0歳～3歳未満		3歳～学齢前		小学生		中学生		高校生・その他		計	
H27年度	18	11.6%	32	20.6%	66	42.6%	33	21.3%	6	3.9%	155	100.0%
H28年度	31	14.7%	48	22.7%	84	39.8%	36	17.1%	12	5.7%	211	100.0%
H29年度	32	15.8%	49	24.1%	61	30.0%	44	21.7%	17	8.4%	203	100.0%



○虐待を受けている子どもの年齢をみると、小学生が61件(30.0%)で最も多く、次いで3歳～学齢前が49件(24.1%)、中学生が44件(21.7%)、0歳～3歳未満が32件(15.8%)となっている。

### 《参考》 相談の種類及び主な内容

1. 養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難、棄児、迷子、虐待等の環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
2. 保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談
3. 障がい相談	肢体不自由、視聴覚障がい、言語発達障がい、重症心身障がい、知的障がい、自閉症等に関する相談
4. 非行相談	
ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども等に関する相談
触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から通告のあった子ども、犯罪少年で家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談
5. 育成相談	性格行動、不登校、進学適性・職業適性・学業不振等、育児・しつけに関する相談
6. その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談